

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年9月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300092号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300064号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年5月3日から平成4年5月3日まで

② 平成4年5月3日から平成6年4月1日まで

各事業所に勤務した期間をはっきり覚えていないが、中学校を卒業した年にA社に入社し、数年間働いた後、C市D町辺りにあったB社に転職し、21歳頃に自営の仕事始めるまでの数年間は同社で働いた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、A社の1か月のみの記録しかないので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録によると、請求者は、A社において平成2年4月2日に被保険者の資格を取得し、同年5月2日に資格を喪失しており、オンライン記録における請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、E出入国在留管理局から提出された請求者に係る外国人登録原票によると、請求者は、平成2年7月19日に住居地を移転し、A社とは異なる事業所に勤務した記録が確認できる。

さらに、A社は既に破産し、同社の事業主は亡くなっており、役員であった事業主の妻に照会したものの回答が得られない上、破産管財人は所在が不明であることから、請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、回答があった同僚は請求者を記憶していないこと

から、請求者の勤務期間について確認できない。

また、オンライン記録によると、A社に係る請求者の健康保険被保険者証は、平成2年6月5日に回収されていることが確認できる上、請求者は、給与明細書等の資料を所持しておらず、請求期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 請求期間②について、請求者は、C市D町辺りにあったB社に勤務した旨主張している。

しかしながら、法務局においてC市に所在するB社に係る商業登記は確認できず、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、上述の外国人登録原票によると、請求者がB社に勤務した記録は確認できず、公共職業安定所において同社に係る請求者の雇用保険被保険者記録も確認できない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚は、自分の厚生年金保険被保険者記録は調べないでほしい旨陳述していることから、当該同僚のB社に係る厚生年金保険の記録について確認できない。

加えて、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。